

人ある限り人権を No.10



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 倉吉市役所企画振興部人権局

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定

十二月九日、参議院本会議で賛成多数で可決成立

第192回臨時国会で審議されていた「部落差別の解消の推進に関する法律」は、十二月六日に参考人質疑が行われ、八日に参議院法務委員会で賛成多数で可決、翌九日午後、参議院本会議でも賛成二二〇票、反対一四票の賛成多数で可決成立しました。

した。2002年三月末以来、十四年ぶりに、確信犯的差別行為が発生している現状を踏まえ、部落差別解消に向けた法律が成立しました。この法律は、自民・公明・民進の三党が共同で議員立法として本年五月の通常国会に提出されました。

十月二十六日に、鳥取県実行委員会が法務大臣へ法制定の要請行動を行い、十一月十六日に衆議院法務委員会、十七日に衆議院本会議で可決され参議院で審議されました。

この法律は、部落差別の文言を使つたはじめての法律であり、国が部落差別は許さないとすることを明確に示すとともに、国の責任と相談体制の充実、実態調査を行うことを明記しています。罰則規定などは盛り込まれてはいませんが、今後、確信犯的差別行為に歯止めをかける差別禁止法や人権侵害救済法制定に向けて大きな一歩を踏み出したと言えます。法務大臣への要請行動以後も署名が届き、最終的に県内で集約した署名数は、

団体署名 254団体

個人署名 28、967人

となりました。すべての署名を法務大臣に提出させていただきました。法律の制定に向け、署名活動にご協力をいただいた多くの県民のみなさまに心からお礼申し上げます。

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

部落差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念のっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念のっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

法務大臣 金田勝年 様

部落解放・人権政策確立要求
鳥取県実行委員会 会長 石田耕太郎



「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」、
「部落差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める要請

2009年9月からインターネット上に掲載されている鳥取ループ作成の鳥取県、大阪府、滋賀県等の同和地区の地図は、関係機関等による懸命な削除申請にもかかわらず現在も公開されたままとなっています。「インターネット版部落地名総鑑」ともいえる差別情報がネット上に拡散され、新たな差別を発生する恐れがあります。そして、グーグルストリートビューと電話帳情報がリンクされることで益々悪質化し、極めて配慮を要する情報がインターネット上にさらされており、電話帳に載っている3700万件の個人情報も同様の状態にあり、身元調べ等に悪用される危険性が高まっています。

また、鳥取ループと示現舎は、「全国部落調査 部落地名総鑑の原点 復刻版」という題名で、1975年に大問題となった「部落地名総鑑」と同じものを複製し、インターネット通販大手のアマゾンを通じて発行・販売しようとするなど、まさに差別を高う行為であり、差別の助長、拡散につながる許し難い行為を行おうとしました。

これまでの常識を覆す確信的差別行為が行われているにもかかわらず、法の未整備によって、このような行為が放置されたままとなっています。悪質な差別行為や人権侵害に歯止めをかける「差別禁止法」、その被害者の救済を迅速・円滑に行う実効性のある「人権侵害救済法」の制定が急務の課題であります。そして、このような部落差別の現状を踏まえた「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定も求められています。

つきましては、次の事項について、人権確立のための法律の早期制定を強く要請します。

- 1 「差別禁止法」、「人権侵害救済法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」を早期に制定すること
 - 2 現在のプロバイダ責任制限法では限界があり、インターネット上における差別、人権侵害を禁止する何らかのあらたな措置を講ずること
- を求めると「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める署名を添えて強く要請するものです。

記

団体署名	251団体
個人署名	28,555人

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

差別禁止法及び人権侵害救済法、部落差別の解消の推進に関する法律の



早期制定を求めて金田法務大臣へ署名簿を提出し要請

部落解放・人権政策確立要求鳥取

県実行委員会は、十月二十六日（水）

午後五時三十分から、合同庁舎6号

館A棟法務省19F法務大臣室にお

いて、法務大臣 金田勝年衆議院議

員（秋田県選出）に、「差別禁止法」

及び「人権侵害救済法」、「部落差別

の解消の推進に関する法律」の制定
を求める署名

団体署名 251団体

個人署名 28,555人

を提出し、法律の早期制定を強く要
請しました。

要請行動には、組坂繁之部落解放

同盟中央執行委員長も同席し、県内

からは、鳥取市、倉吉市、岩美町、

南部町、日南町の自治体関係者と部

落解放同盟県連の関係者など十一人

が出席しました。

冒頭に、村上成人副会長（解放同

盟県連委員長）から要請書と署名簿

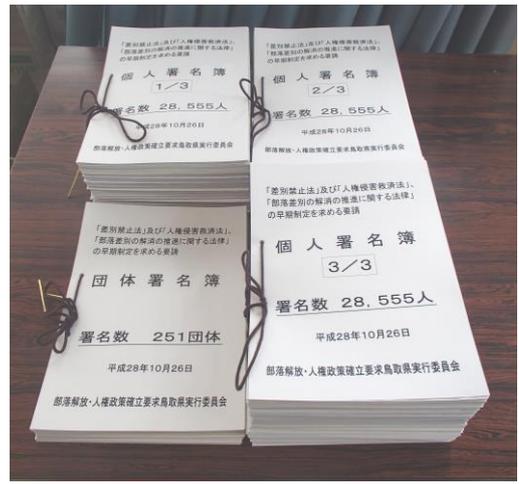


金田法務大臣への要請行動(写真中央が金田勝年大臣)



が金田法務大臣に手渡されるとともに、鳥取県実行委員会会長である石田耕太郎倉吉市長は、十月二十一日に発生し震度6弱を観測した鳥取中部地震の対応のため出席を断念されたが、何としても法律の制定をお願いしたいというメッセージが伝えられました。

組坂委員長及び事務局からは、今回の法制定の要望について、確信的差別行為が発生している現状や鳥取県での署名活動等の取り組みが話



されました。

法務大臣からは、「差別の現状や法制定の要望については法務省も承知している。とりわけ、部落差別の解消の推進に関する法律は自民党を中心に議員立法として提出し、成立に向け今一生懸命に取り組んでいる。何としても成立させたい。」という話がありました。

また、「自分は、石破先生や二階先生にもこれまでに大変お世話になった。お二人からこの問題について、よく勉強させていただいた。」「人権はやっぱり大事なものの、国際的にも人権確立が求められている。」という話や、同席した法務省人権擁護課長に意見を求められ、課長からは「大臣の指導の下、しっかりとやっていきたい。」という発言がありました。

鳥取県実行委員会は、2016年五月二十日に開催された第三十二回総会において、今現在、部落地名総鑑復刻版の発行・販売、インターネット上に氾濫する同和地区の地図情報など、差別を助長・誘発する確信



犯的差別行為に歯止めをかけるため、「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定を求める署名活動を県内全域で進めることを決定、七月中旬から十月中旬まで署名活動を展開しました。その結果、県内各市町村長や各種団体、企業、労働組合等、県民のみならずから、目標を大きく上まわる署名を集約しました。

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会の今後の日程

現在、地震によって県立倉吉未来中心が使用できない状態にあるため、使用再開のめどが立った段階で、三月までに学習会、五月頃には、第三十三回総会・学習会を開催する予定です。決定次第、ご案内いたします。

2016年十月二十一日(金)午後二時七分、震度六弱、マグニチュード6.6(M)を観測する鳥取中部地震が発生し北栄町、湯梨浜町、三朝町、倉吉市が被災しました。地震直後、倉吉市では災害対策本部である市役所が被災し、避難者は2千人を超えました。約9千棟の家屋の瓦や棟のずれや落下、壁の崩落、ヒビ割れによって市内はブルーシートの色(青)に染まっています。震災から約二か月、災害復旧に向けて取り組みが進められています。今回の災害対応で県外も含め多くの個人の方や県内外の行政機関の皆様にご支援をいただきました。心から御礼を申し上げます。

部落差別の解消の推進に関する法律を

今国会で制定しよう



2016年度第2次中央集会(東京・星陵会館)

中央集会では、組坂繁之中央実行委員会副会長が開会あいさつで、「部落差別の解消の推進に関する法律案」が今現在衆議院法務委員会に提出されている、遅くとも来週中には、委員会で採決を行い参議院に送らなければ国会の審議日程が間に合わない場合もある。

昨日は、鳥取県実行委員会が独自に行った「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定を求める28,555人の個人署名、251に及ぶ団体署名を持って法務大臣への要請行動を行った。

鳥取に引き続いて各都府県独自の中央行動を展開してほしい。また、この後の国会議員の要請行動を力強く展開してもらいたい。という挨拶がありました。

その後、中西啓實(けいほう)会長(総本山金剛峯寺第413世座主

・高野山真言宗管長の主催者挨拶、自民党差別問題に関する特命委員会幹事門博文衆議院議員の挨拶では、十月二十八日に衆議院法務委員会が開催される。部落差別解消法案は成立に向け合意形成が困難な点があり大変苦労した。しかし、二階幹事長から自身の幼いころからの部落差別の体験を聞き、何としても成立させなければと思っている。週明け早いうちに採決し、参議院に送りたい。という話がありました。民進党、公明党、社会民主党からも挨拶がありました。

その後、基調提案、行動提起があり2002年三月末に地対財特法が失効して以来、十四年間、部落差別解消に向けた法的根拠がないなかで、近年はネット上に同和地区の地図が堂々と公開されたり、部落地名総鑑の復刻版が販売されようとするなど、悪質かつ確信的差別行為が現在発生している。

部落地名総鑑の問題は、法的手段を講じているが、差別を受ける当事者の側の負担はあまりにも大きなものがある。「部落差別の解消の推進に関する法律」は、差別を許さないという国の方針を明確に示すものであり、「人権侵害救済法」、「差別禁止法」の制定に向けた大きな一歩となることが確認され、団結ガンバローで集會が締めくくられました。

集会終了後、鳥取県と秋田県選出の衆参国会議員十一人への要請行動及び各省交渉(文部科学省、法務省、厚生労働省)が行われました。

(部落差別の解消の推進に関する法律は、十一月十七日に衆議院を通過し十二月九日参議院で成立しました。)

2016年度部落解放・人権政策確立要求第2次中央行動が十月二十七日(木)東京で行われました。星陵会館で開催された第2次中央集会には、全国から約六〇〇人が参加。鳥取県からは、吉田英人八頭町長をはじめ湯梨浜町、大山町の副町長など自治体関係者、解放同盟の関係者二十五人が参加しました。

